○男鹿地区消防一部事務組合職員の再任用に関する条例

平成26年12月25日
条　例　第４号

改正　平成27年7月2日 条例第 1号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の再任用(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずる者）

第２条　法第 28 条の 4 第 1 項に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。

⑴　25 年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

⑵　前号に該当する者として再任用をされたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

（任期の更新）

第３条　再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

２　任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第４条　再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（特定警察職員等への適用期日）

２　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第７条の３第１項第４号に規定する特定警察職員等（附則第 4 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成 32 年 4 月 1 日から、法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。

（任期の末日に関する特例）

３　次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65

年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	61 年
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	62 年
平成 32 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで	63 年
平成 35 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで	64 年

4　特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 32 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで	61 年
平成 35 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで	62 年
平成 38 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで	63 年
平成 41 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日まで	64 年

附　則（平成 27 年条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。